

特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターという。英文字では、**Nagano Victim Support Center** と表記する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、長野県長野市大字南長野南県町 685 番地 2 号に置く。

2 前項のほか、長野県内の必要な個所に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪の被害者及びその家族、遺族等（以下「被害者等」という。）に対して、電話相談又は面接相談等を通じて、抱える悩みの解決や心のケアなどにあたるとともに、病院、法廷等への付添い等の直接的支援、犯罪被害者等給付金受給申請補助などの支援事業を行い、もって地域社会の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 地域安全活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発。

(2) 犯罪被害者等に関する相談。

(3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定申請補助事業。

(4) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の直接援助。

(5) 相談員及び支援員の養成並びに育成。

(6) 機関誌、会報等の発行。

(7) 被害者等の実態調査及び研究。

(8) その他第3条の目的を達成するため必要と認める事業。

2 前項の事業を達成するため、長野県内の必要な個所に相談室を置くことができる。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、団体及び法人。

(入会手続)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するとともに、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り入会を希望するものの入会を認めなければならない。

2 賛助会員の申込みは、別に定める申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

(年会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号に掲げるもののいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体又は法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は別に定めるこの法人の規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既納した年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内。
- (2) 監事 2人以上3人以内。
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1～3人を副理事長とする。
- 3 理事のうち、専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を組織し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、月8日以上勤務する役員には、報酬を支給することができる。報酬を受ける役員の数、役員総数の3分の1を超えないものとする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に規定するもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問、参与及び専門委員)

第20条 この法人は、顧問、参与及び専門委員を置くことができる。

2 顧問、参与及び専門委員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項につき、理事長の諮問に応ずる。

4 参与は、理事長が委嘱した事項の処理につき助言を行う。

5 専門委員は、専門的立場から、この法人の事業につき協力する。

6 顧問、参与及び専門委員は、理事長の要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

7 顧問、参与及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(センター長)

第20条の2 この法人にセンター長を置く。

2 センター長は、事業局及び事務局を統括し、理事長に代わって第5条に規定するこの法人の業務を円滑に遂行する。

3 センター長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長がこれを任免する。

(事業局)

第21条の2 第5条第1項第2号乃至第5号の事業を遂行するため、事業局を置く。

2 事業局には、事業局長その他所要の職員を置く。

3 事業局長及び職員は、理事長がこれを任免する。

(犯罪被害相談員等)

第 22 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 2 項に規定する事業(以下「援助事業」という。)に従事する者(以下「犯罪被害相談員等」という。)を選任する。

2 犯罪被害相談員等の選任及び解任その他必要な事項については、理事会で定める。

(役職員等の要件)

第 23 条 この法人の役員、職員及び犯罪被害相談員等(以下「役職員等」という。)は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、これに就くことができない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者。

(2) 人の生命又は身体を害する罪(過失によるものを除く。)を犯したことにより、罰金刑の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

(4) その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者。

(役職員等の守秘義務)

第 24 条 この法人の役職員等は、この法人の事業に関して知り得た個人の情報等について、秘密を保持しなければならない。この法人の役職員等を退いた後も同様とする。

2 この法人の事業に関して知り得た情報の適切な管理に関する規定は、理事会において別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 25 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 27 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項
（開催）

第 28 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 29 条 総会は、すべて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 31 条 総会は、委任状を含めて正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 32 条 総会における議事は、第 29 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 33 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 31 条、第 32 条第 2 項、第 34 条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 34 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名及び押印しなければならない。
- 3 総会の議事録は、この法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

（構成）

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

（開催）

第37条 理事会は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の2以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障あるときは、副理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第40条 理事会における議事は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第2項、第40条第2項、第42条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人の2人が署名及び押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 年会費

(3) 寄付金品及び助成・補助金

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業(講座等)に伴う収益(受講料等)

(6) その他の収益

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の承認を経て総会で議決しなければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報において行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	筒井 健雄
副理事長	明石 俊雄
同	鷺塚 昌一
理事	酒井 宏幸
同	鈴木 光信
同	塩入 隆
同	関川 光彦
同	角田 恵子
同	小山 容右
同	中西公一郎

同	山岸 重幸
同	山田千代子
同	鈴木 保江
監事	小林 正
同	小林 英明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年度の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員	個人会費年額	5,000 円
(2)賛助会員	個人会費年額	2,000 円
	団体会費年額	10,000 円
- 7 申請書類の文言の調整については、その趣旨を害さない程度の修正は事務局に一任する。
- 8 平成 17 年 6 月 21 日施行
- 9 平成 23 年 8 月 25 日施行
- 10 平成 27 年 8 月 21 日施行
- 11 平成 30 年 5 月 2 日施行
- 12 平成 30 年 6 月 16 日施行

原本と相違ないことを証明します。

平成 30 年 6 月 26 日

特定非営利活動法人

長野犯罪被害者支援センター

理事長 山田千代子

同	山岸 重幸
同	山田千代子
同	鈴木 保江
監事	小林 正
同	小林 英明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年度の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員	個人会費年額	5,000 円
(2)賛助会員	個人会費年額	2,000 円
	団体会費年額	10,000 円
- 7 申請書類の文言の調整については、その趣旨を害さない程度の修正は事務局に一任する。
- 8 平成 17 年 6 月 21 日施行
- 9 平成 23 年 8 月 25 日施行
- 10 平成 27 年 8 月 21 日施行
- 11 平成 30 年 5 月 2 日施行
- 12 平成 30 年 6 月 16 日施行